

町長と語る

トーク広場

第59回

めざせ! 交通事故の根絶

葉山を安全・安心なまちに

葉山を交通事故のない安全・安心なまちに。そんな願いを込め、交通安全思想の普及・啓発など様々な活動に取り組んでいるのが葉山町交通安全協会です。

そこで、葉山町交通安全協会長の石郷岡重臣さん、事務長の市川英子さん、そして葉山町交通安全母の会副会長の須藤トクエさんに、交通事故を防ぐための心得や注意事項を聞きました。

町長 葉山は人口一〇万人当たりで換算した「事件・(交通)事故」の発生率が、全国でも断然に低いと聞いています。大変な名誉であり、皆さんの活動のおかげと心より感謝しています。

初めに、それぞれの団体について教えていただけますか。



石郷岡 交通安全協会は、交通事故を根絶し、安全に暮らせるクルマ社会の実現をめざして、昭和二四年に誕生しました。全国各地の警察署単位に協会があり、活動をしています。市川 協会の主な活動は、交通安全思想の普及・啓発と安全教育の推進などです。葉山の場合は、各季(春・夏・秋・年末)の交通安全期間は葉山警察署の前で関係団体所属の約五〇人が集まってドライバーや歩行者にチラシ等を配布し、また、一日と一五日の交通安全日には広報車で町内を巡回して交通事故防止を呼びかけています。

石郷岡 秋には「ふるさと広場」へも参加。会場で風船などを配り、交通安全キャンペーンをしています。ほかに葉山警察署主催の自転車教室のお手伝いや七月の花火大会の際には、警察と一緒に交通整理にも当た

ります。

須藤 葉山町交通安全母の会はPTAの母親が中心になり、昭和五二年に発足しました。一時は六〇人近い会員がいましたが、今は子育てを終えたPTAのOB会員一二人で頑張っています。

子どもと高齢者に対する交通安全の啓発が主な活動で、月二回の「交通安全日」には、安全協会の広報車に会員二人が同乗して、朝の登校時間帯に町内を巡回し、交通安全を呼びかけています。また高齢者の交通事故が増えているので、ひとり暮らしの高齢者宅などを訪ね、交通安全の徹底に努めています。

町長 とところで、交通事故はどうすれば防げますか。

石郷岡 一番の防止方法は、通ルールを守り、危険な行為をやめることです。例えば、信号や横断歩道のない場所で、道路を斜めに横断する人をよく見かけますが、非常に危険です。道路を渡る時は、信号や横断歩道がある場所で、これが身の安全を守るルールです。

町長 歩道からのみ出し歩きも危険ですよね。大勢が横並びで歩くため、何人かが車道側へはみ出し、車で横を通る度にヒヤッとします。

須藤 車が行き交う道路上でのスケボー等で遊ぶことも大変に危険です。一歩間違えば大事故につながりかねないので、絶対にやめて欲しいと思います。

市川 夜間、自転車の無灯火走行もよく見かけますね。これは、歩行者

や自動車からも見えづらく大変危険です。必ず点灯しましょう。また、反射板などを取り付けることも事故防止に有効です。

石郷岡 もう一つ、忘れてはならないのが飲酒運転の根絶です。交通安全協会では、仲間と車で飲食店へ行く時に、あらかじめお酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決めておき、その人が運転するというハンドルキーパー運動を全国的に展開しています。歓迎会・送別会やお花見などのイベントで飲酒をする機会が増える時期です。ぜひ、実践してみてください。

町長 入学シーズンを迎え、今日五日からは新入学(園)児を交通事故から守る運動がスタートします(一日まで)。この期間中はどんな活動をするのですか?

市川 例年同様、町内四小学校の新年生全員に、事故防止用の黄色いランドセルカバーを贈り、入学式には交通指導員が通学路に立ち、子ども達を見守ります。

須藤 母の会でも、小学校近くの横断歩道などに会員が立ち、道路の渡り方の指導や新入生の見守りをします。

石郷岡 また新入生を事故から守るために、登校時の保護者の同伴がなくなつた後、代わりに上級生が付き添ってくれたらありがたいと考えています。

町長 交通事故の撲滅は、町民みんなの願いです。葉山を全国に誇れる安全・安心なまちにするため、とも頑張りましょう。

第一七回統一地方選挙

葉山町議会議員選挙のお知らせ

投票日 四月二十四日(日)
投票時間 七時～二〇時
投票所 町内一〇か所(左表参照)
 郵便局に配達依頼をします。投票日までにお手元に届いていない場合でも投票できます。

第一投票所	木古庭会館
第二投票所	上山口会館
第三投票所	下山口会館
第四投票所	旧役場跡地仮設建物
第五投票所	葉山町役場一階ロビー
第六投票所	光徳寺仮設建物
第七投票所	堀内会館広間
第八投票所	長柄下会館
第九投票所	長柄会館大ホール
第一〇投票所	葉桜児童館プレイルーム

《選挙公報》

候補者の氏名・政見などをお知らせする選挙公報は新聞折り込みします。

新聞の種類
 朝日・読売・毎日・神奈川・東京産経・日本経済

(新聞折り込み日 四月二二日(木))

※新聞を購読していない人は選挙管理委員会までご連絡ください。また、町内の公共施設や金融機関・商店等にも「選挙公報ボックス」を設置しますのでご利用ください。

《期日前(不在者)投票》

年齢 平成三年四月二五日以前に生まれた人
住所 平成二三年一月一九日までに葉山町に住民登録(転入届)をした人
 ※葉山町の選挙人名簿に登録されている人で、引き続き投票日まで町に住所を有する人。

《期日前投票》

選挙当日、仕事や旅行などの理由で投票できない人は期日前投票をご利用ください。

期間と時間
 四月二〇日(水)から
 四月二三日(土)まで
 八時三〇分～二〇時

《不在者投票》

投票所 消防署一階会議室
 ○投票日当日及び期日前投票期間

中、仕事や旅行等で町外へお出かけの場合、お出かけ先の選挙管理委員会から不在者投票ができます。ご利用は、あらかじめ不在者投票用紙「投票用紙等請求書(兼宣誓書)」を葉山町選挙管理委員会からお出かけ先の市区町村の選挙管理委員会に請求してください。(投票用紙は、お出かけ先の住所に送付します。)

○病院・施設等での不在者投票は、その施設等が不在者投票施設に指定されている施設であれば、その施設で不在者投票ができます。病院・施設等におたずねください。

○郵便による不在者投票

身体障害者手帳等を持っている人で次の条件の人は、郵便による不在者投票ができます。郵便による投票をするためには選挙管理委員会が発行する「郵便投票証明書」が必要になりますので、お問い合わせください。

身体障害者手帳
 両下肢、体幹、移動機能の障害
 一級もしくは二級

身体障害者手帳

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害
 一級もしくは三級

身体障害者手帳

一級もしくは三級

身体障害者手帳

戦傷病者手帳
 両下肢、体幹の障害
 特別項症、第二項症
 内臓機能の障害
 特別項症、第三項症
 介護保険被保険者証
 要介護状態区分が要介護五

肝臓の障害 一級から三級
 免疫の障害 一級から三級

戦傷病者手帳
 両下肢、体幹の障害
 特別項症、第二項症
 内臓機能の障害
 特別項症、第三項症
 介護保険被保険者証
 要介護状態区分が要介護五

神奈川県議会議員選挙及び 神奈川県知事選挙のお知らせ

投票日 四月一〇日(日)

投票時間 七時～二〇時

投票所 町内一〇か所(町議選挙と同じ)

《投票できる人》
年齢 平成三年四月十一日以前に生まれた人
住所 平成二二年二月三一日までに葉山町に住民登録(転入届)をした人

《選挙公報》
 候補者の氏名・政見などをお知らせする選挙公報は新聞折り込みします。

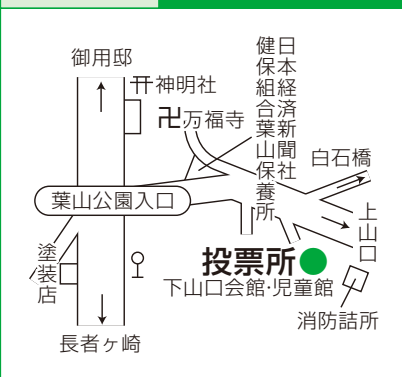
《期日前投票》
期間と時間
 三月二五日(金)から
 四月九日(土)まで
 八時三〇分～二〇時

投票所 消防署一階会議室

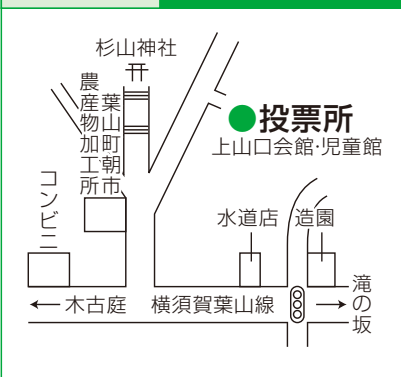
新聞折り込み日 四月六日(水)

身体障害者手帳
 両下肢、体幹の障害
 特別項症、第二項症
 内臓機能の障害
 特別項症、第三項症
 介護保険被保険者証
 要介護状態区分が要介護五

第3投票区 投票所 下山口会館



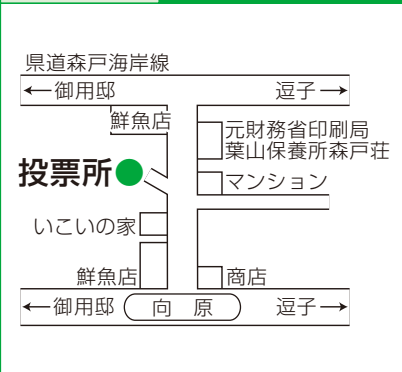
第2投票区 投票所 上山口会館



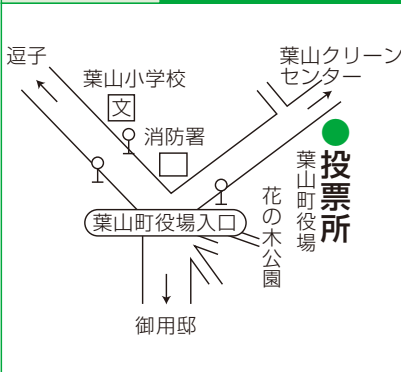
第1投票区 投票所 木古庭会館



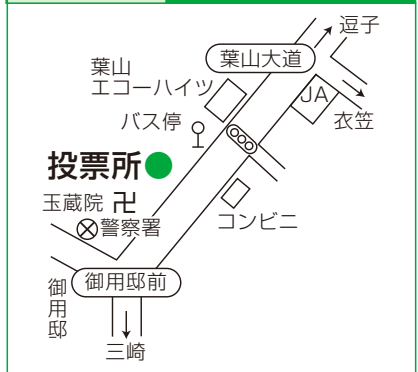
第6投票区 投票所 光徳寺 仮設建物



第5投票区 投票所 葉山町役場



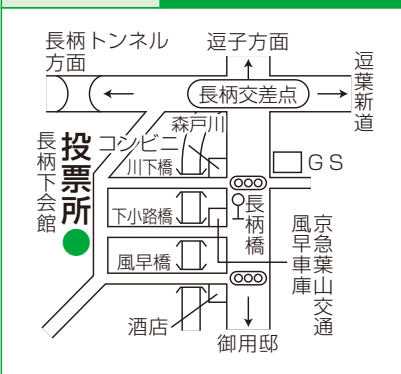
第4投票区 投票所 旧役場跡地 仮設建物



第9投票区 投票所 長柄会館



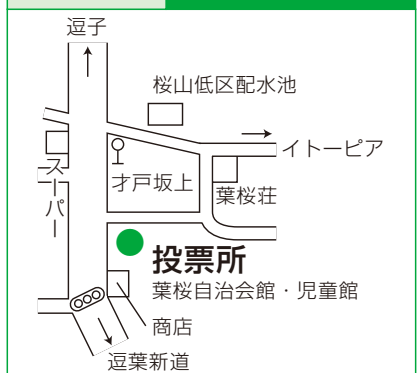
第8投票区 投票所 長柄下会館



第7投票区 投票所 堀内会館



第10投票区 投票所 葉桜児童館



四月一日から景観法に基づく届出制度がスタートしました

四月一日から「葉山町景観計画第二章」及び「葉山町景観法施行条例」の施行に伴い、町内の定められた地域において一定規模を超える「木竹の伐採」または「屋外における物件の堆積」を行う場合は、景観法に基づき届出が必要になりました。

なお、「建築物の建築等」「工作物の建設等」「開発行為」については、景観法の届出は必要ありません。
届出が必要な行為と規模

屋外における物件の堆積	木竹の伐採	行為
<ul style="list-style-type: none"> ・高さが一〇メートル以上の樹木の伐採 ・面積が三〇〇平方メートル以上の土地における木竹の伐採 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般国道・県道の両外側から三〇メートル以内の面積が三〇〇平方メートル以上の土地、または市街化区域の面積が五〇〇平方メートル以上の土地における高さが一・五メートルを超える屋外における物件の堆積 ・市街化調整区域の面積が一〇〇平方メートル以上の土地における高さが一・五メートルを超える屋外における物件の堆積 	届出が必要な行為の規模

※上記の規模に該当する場合でも、通常の管理行為として行う場合などについては届出の必要はありません。

行為の種類ごとの届出が必要な区域

行為	届出が必要な地域
木竹の伐採 ・住居・自然系届出地域 ・自然系届出地域（※）	木竹の伐採 ・住居・自然系届出地域 ・自然系届出地域（※）
屋外における物件の堆積	・町内全域

（※）町内全域を、商業系届出地域、沿道系届出地域、住居系届出地域、住居・自然系届出地域、自然系届出地域の五つの地域に区分し、行為の種類と行為地における土地利用規制等の特性を考慮して、届出の要・不要を定めています。

届出行為に対する制限

行為の種類と行為地の特性に応じ

て、葉山町景観計画第二章第三節「二 届出対象行為に対する勧告又は措置の基準」を定めています。届出にあたっては当該基準に適合するよう配慮してください。

届出から着手までの期間等

当該行為が基準に適合していない場合は、届出があった日から三〇日以内に設計の変更など必要な措置をとるよう勧告がありますので、必要な協議を行うための十分な時間的余裕を確保するようにしてください。

なお、届け出た行為への着手は、町からの「届出受理通知書」を受けてからでなければ行うことができません。

罰則等

届出を行わなかった場合や虚偽の届出をした場合などは景観法に基づく罰則がありますのでご承知おきください。

※この届出制度に関する詳細は、町ホームページまたはパンフレットをご覧ください。

問合せ 都市計画課 ☎内線三五三三

民間木造住宅の無料耐震相談会のお知らせ

平成二十三年三月十一日に東北地方太平洋沖地震が発生しました。連日報道があるように、津波と地震による建築物の倒壊被害が数多くでています。

今後、発生が予想される大地震に備えて、お住まいの住宅の安全性を確認されることをお勧めします。

町では、五月に「葉山町耐震改修促進計画」に基づき、専門家による木造住宅の無料耐震相談会を開催します。日程や申込み方法等の詳細は来月の広報でお知らせします。

問合せ 都市計画課 ☎内線三五三四



固定資産価格等の縦覧

固定資産税は、毎年一月一日に固定資産（土地・家屋）を所有している人が、その評価額をもとに算定される税額をその資産の所在する市町村に納める税金です。

縦覧帳簿により、納税者が自己の評価額と他の土地・家屋の評価額と比較することができます。その際、納税者であることの確認のため、納税通知書や身分を確認できる書類（運転免許証・健康保険証等）の提示をお願いします。また、代理人は委任状が必要です。

なお、縦覧期間中は自己の所有する固定資産について、名寄帳を無料で発行します。

縦覧できる内容

- ・土地↓土地の所在地番・地目・地積・評価額
 - ・家屋↓家屋の所在・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額等
- 縦覧できる人
- ・固定資産税の納税者と同居の親族・納税管理人・代理人

縦覧期間

四月一日(金)から五月二日(月)

八時三〇分～一七時（土・日・祝日を除く）

縦覧場所

税務課（役場一階）

審査の申し出

固定資産課税台帳に登録された評価額に不服がある場合、台帳に登録した旨の公示の日（四月一日）から納税通知書の交付を受けた日後六〇日までの間に固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

納税通知書の発行

今年度の納税通知書の発送は四月一日(金)です。第一期の納期限は五月二日(月)です。

家屋を取り壊した人へ

昨年中に家屋を取り壊した人で、その家屋が未登記の場合や滅失登記をまだしていない場合は、ただちに税務課までご連絡ください。

問合せ 税務課 ☎内線二五六・二五七

六五歳以上の人へ

平成二三年度介護保険料(仮徴収)のお知らせ

今月、六五歳以上の人へ介護保険料の通知書を郵送します。自分の納付方法と納付金額をご確認ください。

特別徴収への切り替えについて
普通徴収から特別徴収に切り替わる時期は四月、六月、八月、一〇月の年四回です。

納付方法の種類
受給している年金から天引きされる「特別徴収」と、納入通知書か口座振替による納付の「普通徴収」があります。

六五歳到達時や転入時は普通徴収です。年金（老齢福祉年金などを除く）の受給があり、年金の年額が一八万円以上の人は、特別徴収の対象者として把握されると、おおむねその六～一二月後から原則として特別徴収に切り替わります。

特別徴収の人

四月から九月まで（六か月間）の保険料を「介護保険料特別徴収仮徴収額のお知らせ」か「介護保険料(仮徴収)決定通知書兼特別徴収開始通知書」でお知らせします。一〇月～三月（六か月間）の保険料は、町民税の確定後、七月にお知らせします。

平成二三年度二月に年金から天引きされた額と同額が、四月・六月・八月の三回天引きされます。

普通徴収の人
四月から六月まで（三か月間）の保険料を「介護保険料(仮徴収)納入通知書」でお知らせします。保険料額は前年度保険料額の二分の一ずつです。七月～三月（九か月間）の保険料は、町民税の確定後、七月にお知らせします。

納入通知書で指定された金融機関で納付してください。なお、口座振替を申し込んでいる人は、指定口座から引き落とされます。

特別徴収への切り替えについて
普通徴収から特別徴収に切り替わる時期は四月、六月、八月、一〇月の年四回です。

六五歳到達時や転入時は普通徴収です。年金（老齢福祉年金などを除く）の受給があり、年金の年額が一八万円以上の人は、特別徴収の対象者として把握されると、おおむねその六～一二月後から原則として特別徴収に切り替わります。

四月から九月まで（六か月間）の保険料を「介護保険料特別徴収仮徴収額のお知らせ」か「介護保険料(仮徴収)決定通知書兼特別徴収開始通知書」でお知らせします。一〇月～三月（六か月間）の保険料は、町民税の確定後、七月にお知らせします。

平成二三年度二月に年金から天引きされた額と同額が、四月・六月・八月の三回天引きされます。

普通徴収の人
四月から六月まで（三か月間）の保険料を「介護保険料(仮徴収)納入通知書」でお知らせします。保険料額は前年度保険料額の二分の一ずつです。七月～三月（九か月間）の保険料は、町民税の確定後、七月にお知らせします。

納入通知書で指定された金融機関で納付してください。なお、口座振替を申し込んでいる人は、指定口座から引き落とされます。